

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第57号

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和44年四日市市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者(イに掲げる者にあつては、<u>職員と同居しているものに限る。</u>)の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)</p> <p>ア及びイ (略)</p>	<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び<u>職員と同居している次に掲げる者の</u>介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)</p> <p>ア及びイ (略)</p>
<p>(災害の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、</p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、</p>

その指定する者に速やかに報告をさせるものとする。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

（認定及び通知）

第4条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見を聞いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは第1号様式、通勤により生じたものであると認定したときは第1号の2様式により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をするものとする。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知するものとする。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

（審査の申立ての教示）

第25条 実施機関は、条例又は本規則に

その指定する者に速やかに報告をさせるものとする。

（認定及び通知）

第4条 実施機関は、前条の報告を受けたときは、認定委員会の意見を聞いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは第1号様式、通勤により生じたものであると認定したときは第1号の2様式により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をするものとする。

基づく補償に関する通知をするときは、
第22条に定めるところにより審査の
申立てをすることができる旨を教示す
るものとする。

第26条 (略)

第27条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

(総務部人事課)